

## 岡崎市観光協会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種の観光事業を通じて市民福祉の向上、観光客の誘致と接遇、地域経済の振興を図る活動を行う一般社団法人岡崎市観光協会（以下「協会」という。）に対して、その運営に関する経費の一部を市が補助することにより、協会の安定的な運営と実施事業の充実を図り、もって本市観光行政の発展に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付)

第2条 市は、予算の定める範囲内において岡崎市観光協会補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、協会代表理事とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協会の運営に係る経費のうち、別表に掲げる経費の総額とする。

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費について、それぞれの補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）とする。ただし、国県等の他の団体の補助金、事業収入及びその他の収入額を控除するものとする。

2 補助対象経費の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、岡崎市観光協会補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、4月1日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協会の定款・役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律

第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額」という。)をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第7条による交付の決定をし、通知するものとする。

(申請事項の変更・中止又は廃止)

第9条 協会は、補助金の交付決定後、第7条に規定する申請事項に変更・中止又は廃止が生じたときは、岡崎市観光協会補助金変更・中止・廃止承認申請(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更・中止又は廃止の承認の可否を決定し、通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 協会は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市観光協会補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、第8条の規定により交付決定を受けた額をもって、その全部又は一部について協会の請求に基づき、概算払により交付することができるものとする。

(補助金の精算)

第12条 協会は、前条の規定による補助金の概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条の2 協会は、第7条第2項により交付申請したのち、当該年度における消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、岡崎市観光協会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)を速やかに市長に提出し、補助金返還相当額がある場合は、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定め

- る耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は廃止してはならない。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
  - 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

附 則（平成10年3月25日制定）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成14年3月28日一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月3日一部改正）

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附 則（平成28年3月30日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日一部改正）

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則（令和6年3月29日一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（市費補助金算定表）

区分	補助対象経費	補助率
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の運営に要する経費</li> <li>ア 需用費 消耗品費、光熱水費等</li> <li>イ 役務費 通信運搬費、手数料、保険料等</li> <li>ウ 委託料 施設管理、保守委託料等</li> <li>エ 使用料及び賃借料 事務所、事務用機器、駐車場等の借上料等</li> <li>オ 備品購入費</li> <li>カ 負担金 関係団体負担金等</li> <li>キ 公課費</li> <li>ク その他市長が必要と認めた経費</li> </ul>	10／10※
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光大使運営費</li> <li>・おもてなしセンター運営費</li> <li>・集客サポートセンター運営費</li> <li>・岡崎インバウンド推進協議会組織運営費</li> <li>上記の事業の実施に直接必要な経費で市長が認めたもの</li> </ul>	10／10※

※ただし、第2条により予算の定める範囲の金額を上限とすることにより、所定の率を下回る場合は、予算の定める額とする。

様式第1号（第7条関係）

岡崎市観光協会補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

名 称.....

代表者.....※

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度岡崎市観光協会の運営及び事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
- 2 市費補助事業等の内容
- 3 市費補助事業等の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
- 5 市費補助金等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 協会の定款・役員名簿

様式第2号（第9条関係）

岡崎市観光協会補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

名 称.....

代表者.....※

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市観光協会補助金にかかる事業について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、交付要綱第9条の規定に基づき、承認を申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

3 変更・中止・廃止後の交付申請額

4 添付資料

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第3号（第10条関係）

岡崎市観光協会補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

名 称.....

代表者.....※

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定がありました  
た岡崎市観光協会補助金にかかる事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業等の名称
  
- 2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額  
交付決定額 円  
精 算 額 円
  
- 3 市費補助事業等の実施期間
  
- 4 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支報告書

様式第4号（第12条の2関係）

号  
年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所 .....

名 称 .....

代表者 ..... ※

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当者名

電話番号

岡崎市観光協会補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で交付決定を受けた  
補助事業について、交付要綱第12条の2の規定に基づき、下記により報告しま  
す。

記

1 市費補助金の確定額

円

2 補助金の交付決定時における消費税仕入控除税額

円（A）

3 確定申告に伴い確定した当該補助金に係る消費税仕入控除税額

円（B）

4 補助金返還相当額

円（B－A）

5 添付書類

3の消費税仕入控除税額の積算根拠もしくは仕入控除税額の調整を必要としな  
いことを説明する資料